

船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和4年4月7日 10時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市越高漁港南西方沖 越高港御園島防波堤灯台から真方位237°750m付近 （概位 北緯34°32.3′ 東経129°19.2′）
インシデントの概要	漁船朝日丸は、揚網作業中、網が船外機のプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年4月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 朝日丸、0.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-87965（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約0.3m、波向 西、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、越高漁港南西方の剣埼北方沖に設置した建て網の揚網を開始した。</p> <p>船長は、右舷船尾部に立ち、船首を南東方に向け、船外機を操作して船体の位置を微調整しながら、揚網機で揚網していたが、半分程度まで揚網を終えた頃、西風が強くなった影響で揚網作業が困難となったので、揚網を中断して帰航することとした。</p> <p>船長は、揚網機に連結していた網を切り離そうと、操船位置から2～3mほど離れた場所に置いてあったハサミを取ろうとし、船外機の操作ハンドルから手を放したところ、船外機の向きが変わり、揚網中の網が船外機のプロペラに絡まって本船は運航不能となった。</p> <p>船長は、118番通報により来援した救助船により救助され、本船は、救助船にえい航されて越高漁港に入港した。</p> <p>船長は、少しの間であれば船外機のハンドルから手を放しても向きが変わらず網をプロペラに巻き込むことはないと思い、船外機の操作ハンドルから手を放した。</p> <p>船長は、徐々に西風が強くなる状況下、揚網作業の中断を早めに決断していれば良かったと、本事故後に思った。</p>
分析	本船は、揚網作業中、船外機と揚網機を操作していた船長が、風の影響により作業が困難となり、作業を中断する際、少しの間であれば船外機の操作ハンドルから手を放しても向きが変わらず、プロペラに

	<p>網を巻き込むことはないと思い、揚網機に連結していた網を切り離す目的でハサミを取ろうとして操作ハンドルから手を放したことから、船外機の向きが変わって揚網中の網がプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が揚網作業中、船外機と揚網機を操作していた船長が、作業を中断する際、少しの間であれば船外機の操作ハンドルから手を放しても向きが変わらず、プロペラに網を巻き込むことはないと思い、揚網機に連結していた網を切り離す目的でハサミを取ろうとして操作ハンドルから手を放したため、船外機の向きが変わって揚網中の網がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、揚網作業中に船外機から手を放す必要がある場合、網がプロペラに絡まるおそれがないか十分に確認し、絡まるおそれがある場合には、船外機の向きが急に変わらないように気を付けること。 ・ 船長は、洋上での作業中、天候の変化に注意し、天候の悪化が予想される場合には、早めに作業を中止し、安全な場所へ避難すること。